

宇佐市移住者安全運転支援金交付要綱

令和4年3月31日
宇佐市告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から移住後に安全・安心な生活環境を整えることを目的に、移住者の自動車運転技術の向上を支援するため、自動車学校が実施するペーパードライバー教習等(以下「教習」という。)の受講に要する経費の全部又は一部を助成する宇佐市移住者安全運転支援金(以下「支援金」という。)を、予算の範囲内において交付することについて、宇佐市補助金等交付規則(平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。)、その他の法令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 支援金の交付対象要件は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 自動車の運転免許証を有する者であること。
- (2) 県外から移住後、1年以内に自動車学校で教習を受講する者であること。
- (3) 転入後5年以上の定住を誓約できる者であること。
- (4) 宇佐市暴力団排除条例(平成23年宇佐市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 市区町村民税等の滞納がない者であること。
- (6) 過去に本支援金の交付を受けていない者であること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、教習1回あたりの受講金額の10分の10以内で千円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 支援金の上限額は、教習1回あたり6,000円とし、最大で1日につき1回、延べ2日分までとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇佐市移住者安全運転支援金交付申請書(様式第1号)に、次の必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 自動車学校の教習受講料の領収書の写し

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに宇佐市移住者安全運転支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付をしない場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(事業着手届、事業完了届及び完了検査の省略)

第6条 本支援金に係る事業着手届及び事業完了届の提出並びに完了検査(以下「届出等」という。)は、規則第9条ただし書及び第11条ただし書に規定する市長が必要ないと認めるときの届出

等とする。

(支援金の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、宇佐市移住者安全運転支援金交付請求書(第4号様式)に交付決定通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後3年ごとに、この支援金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。